

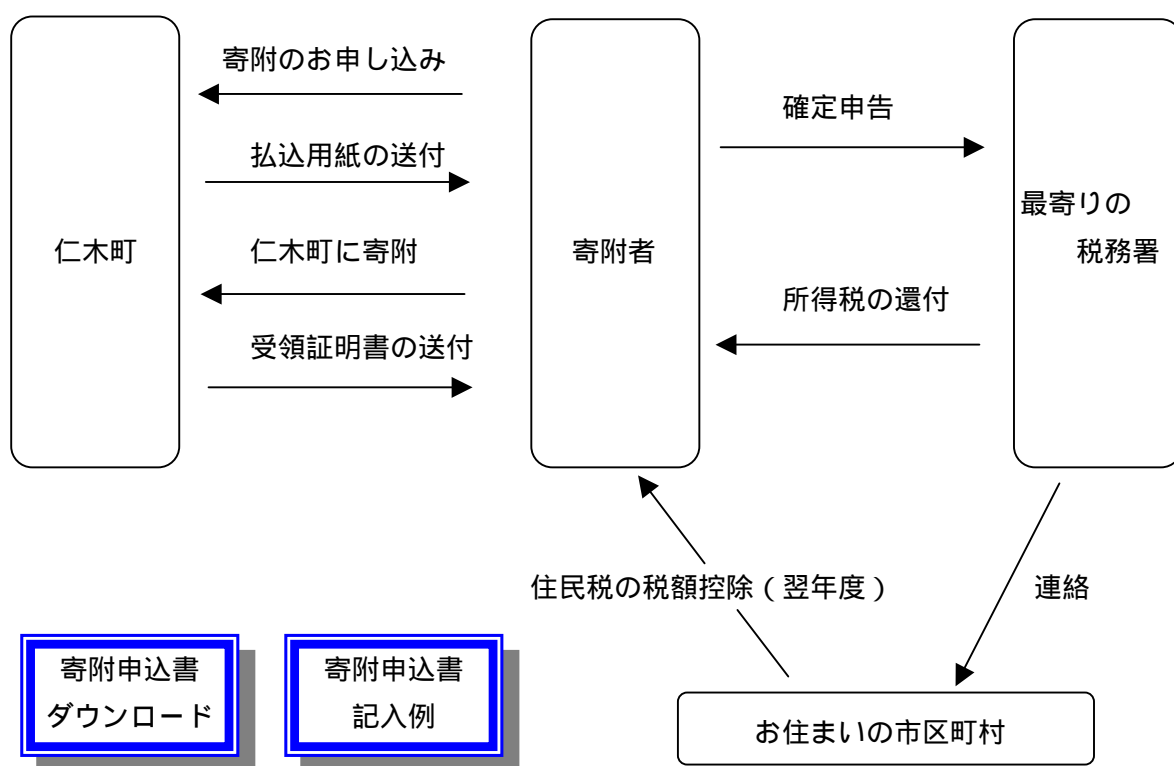
ふるさと納税制度がはじまりました

ふるさと納税制度とは「ふるさとのために何かしたい」「ふるさとを応援したい」という方々の思いを寄附というかたちにしたものです。生まれ育ったふるさとだけでなく、思い入れのある自治体を自由に選ぶことができ、ふるさとの地方公共団体に寄附することで地方を応援する仕組みです。

具体的には、皆さんが応援したいと思う地方公共団体（都道府県・市区町村）へ寄附すると寄附金額から5千円を差し引いた額が、今お住まいの市区町村の住民税や所得税から一定限度まで控除されます。

皆さまからお寄せいただいた寄附金は、今後のまちづくり推進のために活用させていただきます。

寄附のお申し込み方法



寄附申込書に必要事項を記入していただき、郵送・FAXまたは電子メール（申込書添付）により、お申し込みください。

役場より払込用紙を送付させていただきます。

ゆうちょ銀行（最寄りの郵便局）でお振込願います。手数料はかかりません。

寄附金受領後、受領証明書をお送りします。

確定申告（税額控除）に必要ですので、大切に保管してください。

寄附した翌年の3月15日までに確定申告をしてください。

所得税の確定申告をしないで、住民税のみの控除を受ける場合は、お住まいの市区町村へ申告してください。

所得税が還付されます。（確定申告をした場合）

寄附した翌年度の住民税額から、税額控除となります。

直接役場でもお受けできます。その場合は 直接寄附 受領証明書 をお渡しいたします。

控除税額の計算方法はこちら



ご注意ください

ふるさと納税の取り組みは、みなさまの「ふるさと にき」を応援したいという気持ちを形にさせていただくもので、電話や個別訪問により寄附をお願いすることはありません。

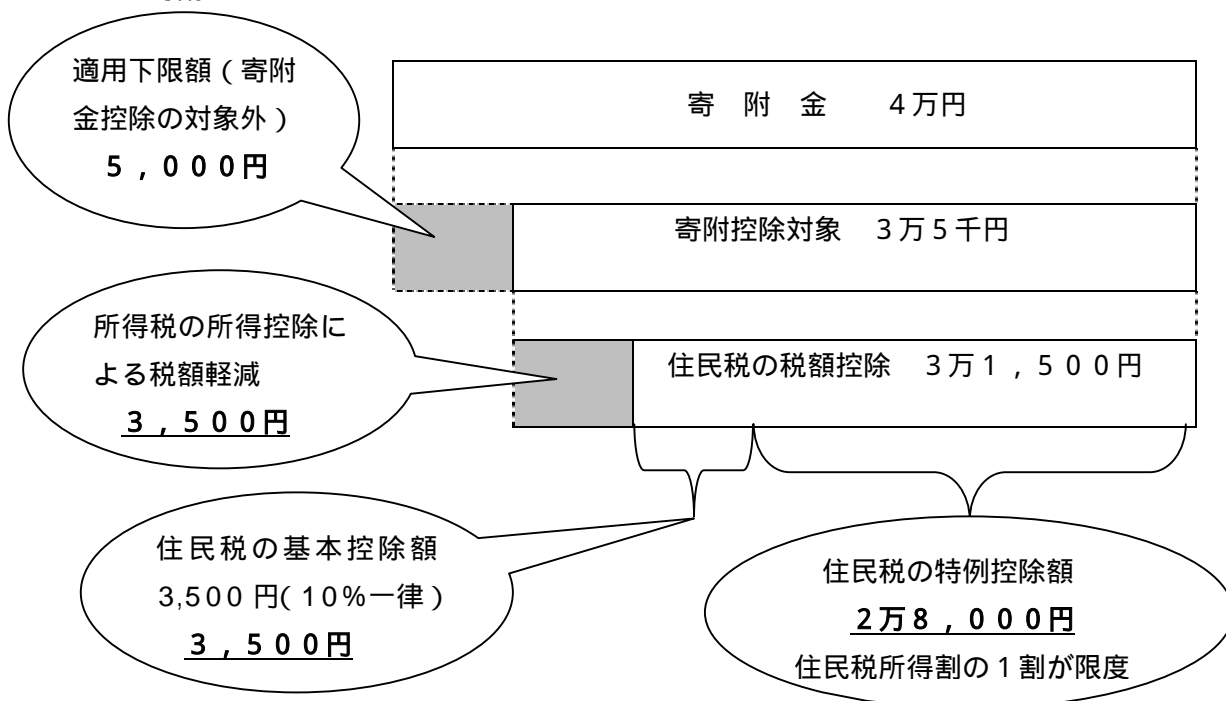
寄附の強要や詐欺行為には十分にお気をつけください。

住民税からの寄附金控除について

地方公共団体に対する寄付金税制が見直され、地方公共団体に（都道府県・市区町村）に5千円を超える寄附をした場合、その5千円を超える金額が一定限度まで所得税と併せて控除されます。

（控除例）給与収入700万円で夫婦2人の場合で、40,000円（所得税の限界税率10%）

寄附したケース



区分	寄附金控除額	備考
所得税の軽減分	3,500円	寄附をした年に納めた所得税から控除又は還付
住民税の基本控除分	3,500円	寄附した年の翌年の住民税から控除
住民税の特例控除分	2万8,000円	
寄附金控除額の合計	3万5,000円	

お問い合わせ

〒048-2492 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

仁木町役場財政課 電話 0135-32-2512 FAX 0135-32-2648

電子メールアドレス zaisei@town.niki.hokkaido.jp